特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	都城市 特別児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都城市は、特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

都城市長

公表日

令和5年8月28日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルる	を取り扱う事務
①事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下法という。)に基づき、一定の要件を満たした障がい児を養育している保護者に対して特別児童扶養手当を支給している。特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。①特別児童扶養手当の認定請求の受付、審査及びその請求に対する応答に関する事務②特別児童扶養手当証書に関する事務③特別児童扶養手当の諸届出書類の受付、審査及びその請求に対する応答に関する事務④特別児童扶養手当の諸届出書類の受付、審査及びその請求に対する応答に関する事務⑤番号法第19条第7項別表第二に規定する情報提供 【リスク対策の実施状況】 1 特定個人情報ファイルの取扱いログを定期的に確認する2 情報は全て施錠管理できる場所に保管する。3 保存期限を経過した情報は、復元できない手段で削除又は廃棄する。4 使用権限を明確にし、パスワードを随時変更して不正アクセスを防止する。 【特定個人情報の取り扱い状況】 ① 特定個人情報の取り扱い状況】 ① 特定個人情報の入手 【有】 ② 特定個人情報の入手 【有】
	③ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 【 無 】 ④ 特定個人情報の提供・移転 【 有 】
	⑤ 情報提供ネットワークシステムとの接続 【 有 】 ⑥ 特定個人情報の保管・消去 【 有 】
	⑦ 監査 【 有 】 ⑧ 従業者に対する教育・啓発 【 有 】
③システムの名称	WEL+障害者福祉、MICJET番号連携サーバ、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	S Commence of the commence of
特別児童扶養手当の支給に関	する情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第 27号、以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の46の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日号外内閣府、総務 省令第5号)第37条
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	(1) 情報提供の根拠 番号法第19条第7号別表第二の第16、19、26、30、56の2、57、87、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第30条、第31条、第44条 (2) 情報照会の根拠 番号法第19条第7号別表第二の66の項
	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条

5. 評価実施機関における担当部署							
①部署	福祉部障がい福祉課						
②所属長の役職名	課長						
6. 他の評価実施機関	6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求							
請求先	郵便番号885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117						
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
連絡先	郵便番号885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	平成	27年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	正書の種類					
[基礎	項目評価	書]			<選択肢> 1)基礎項目評価 2)基礎項目評価 3)基礎項目評価	書及び	重点項目評価書 全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関につ	ついては、それぞれ	重点項目評	価書又は全項	頁目評価書において	こ、リスク	'対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	テムを通じ	た入手を除く	(.)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの)取扱い	の委託				[0]]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供	を除く。)	1]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ ² 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接網	続しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ ² 2) 十分である 3) 課題が残され		
7. 特定個人情報の保管・注	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[O]	内部監査	[0]	外部監	
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分に行ってしる 2) 十分に行ってし		いる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
炙		変更削の配戦 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	友史後の記載	促山时期	
平成29年4月1日		福祉課長 丸山 春次	福祉課長 小牟田 裕行	事後	事前の提出・公表ができないため
平成31年4月1日			【リスク対策の実施状況】 【特定個人情報の取り扱い状況】	事前	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	福祉課長 小牟田 裕行	課長	事前	
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策		項目追加	事前	
	③システムの名称	①福祉総合システム ②MICJET番号連携サーバ ③中間サーバ	①WEL+障害者福祉 ②MICJET番号連携サーバ ③中間サーバ	事前	
令和5年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	福祉部福祉課	福祉部障がい福祉課	事後	事前の提出・公表ができない ため